

続・無形の文化財の保護をめぐって 無形の文化財の一体的な把握と記録選択制度の検証

著者	大島 暁雄
雑誌名	無形文化遺産研究報告
号	1
ページ	27-40
発行年	2007-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1440/00003110/

続・無形の文化財の保護をめぐって

— 無形の文化財の一体的な把握と記録選択制度の検証 —

大 島 暁 雄

はじめに

わが国の文化財保護行政は、世界に類例を見ない精緻さを持って運営されていると言えよう。それは、無形の文化財が無形文化財と無形民俗文化財の2つに分けて保護されていることなどにも示されるように、文化財の種類の多彩さもその代表的なものの一つであろう。

しかし、こうしたわが国の文化財保護の体制が当初から整備されたものではなかったことは周知の通りである。このうち、無形文化財に対する保護は、昭和25年の文化財保護法の制定により初めて実現したものであるが、当初は重要無形文化財に指定し保護を図る体制はとられずに、特に価値の高いものうちでも助成の措置を講じないと消滅の危機にあるものだけが、助成の対象とされただけであった。すなわち、この時点の無形文化財の保護は、文化財の価値よりも消滅の危機が認められるか否かに、焦点が置かれていたのである。そして、その時点では現在の民俗文化財はまだ独立した分野として扱われず、無形の民俗文化財は無形文化財の中に含まれていた。

その後、昭和29年に無形文化財の指定制度が導入され、文化財そのものの歴史的・芸術的価値が問題とされるようになり、現在の体制ができあがってきたが、同時に民俗資料（昭和50年の文化財保護法改正前は、民俗文化財は民俗資料と呼ばれていた）が独立した文化財として創設されることとなり、それに伴って無形の民俗資料が無形文化財から切り離されて行くこととなる。しかしこの時点では、無形の民俗資料のうち現在の民俗芸能は無形文化財の範疇で保護され、その他の無形の民俗資料は民俗資料の分野で保護されるという跛行的体制がとられており、後者は指定してそのままの形で保存するにはふさわしくないと言う基本的な認識があって、いわゆる記録選択の手法で保護される事となっていた。

風俗慣習と民俗芸能からなる無形の民俗文化財が統一的にまとめられ、重要無形民俗文化財の指定制度が設けられるのは、昭和50年の文化財保護法の一部改正によってである。昭和50年の法改正ではまた、無形文化財の中から文化財の保存技術が分離して扱われることとなった。

なお、民俗文化財は更にその後、平成16年の文化財保護法の一部改正によって、新たに民俗技術を加え現在に至っている。

この間、国際的にはユネスコが中心となって無形文化遺産保護の取り組みが進められていたが、特に近年になって、無形文化遺産はそれぞれの民族や共同体の精神的価値を象徴するものとして一層保護の

機運が強まり、平成15年にはユネスコ総会で「無形文化遺産保護条約」が採択され、平成18年に発効したことはまだ耳新しい。

こうした状況の中で、わが国は無形の文化財保護の先進国としてこの条約の推進に当たることを期待されているのであるが、国内的にはどのようにこれに応えたら良いか、今ひとつ明確な方向性が得られていないのが現実ではなかろうか。

この原因は多々あろうが、筆者はその第一に、無形文化財と無形民俗文化財との保護行政が互いに独自の理念に拘って運営されており、わが国の無形の文化財全体を見据えた保護の理念が共有されていないためではないかと考えている。そして、それをもたらした要因としては、無形の文化財の保護に新たな施策を加えることとなった折々に、その全体像を確認・検討する作業が十分に行われてこなかったのではないかと推測するのである。

そこで、この機会にわが国の無形の文化財の保護に関する現状の把握と問題点の検証を試み、これらの課題の解決と無形の文化財保護制度の一層の向上を図る一助としたいと思う。

なお、広くは無形文化財と無形民俗文化財に文化財の保存技術を加えて無形の文化財とすることもあがるが、このうち文化財の保存技術に関しては、かつて無形文化財の範疇に含まれて保護されてきた経緯もあり⁽¹⁾、文化財の範囲外の扱いとなった現在も基本的には無形文化財の観点で運用されていることなどもあって、ここでは論点を明確にするねらいから取りあえず除外しておくこととしたい。

I. 無形の文化財保護の現状と課題

(一) 補助事業などからみた保護の現状

この問題を考えるために、わが国の無形文化財と無形民俗文化財に対する現行の保護の在り方を、特に、国庫補助事業の面から見ていきたいと思う。無形文化財に対する国の保護施策としては国立劇場などの施設の役割も見逃せないが、これは芸能分野に限定されるので、ここでは実績等も勘案し、芸能、工芸技術の両分野にまたがる直接的な保護施策としての、国の補助事業に焦点を絞って見ていくこととしたい。

現在、無形文化財の保護に用意されている国の補助には、特別助成金と一般の国庫補助事業の二種類が用意されている。特別助成金は「重要無形文化財保存特別助成金」として重要無形文化財保持者を対象に伝承者の養成と自己の技の錬磨向上を目的に交付され、一般の国庫補助事業は「重要無形文化財伝承事業費国庫補助」と「重要無形文化財等公開事業費国庫補助」からなっている。このうち、「重要無形文化財伝承事業費国庫補助」は、伝承者の養成、研修発表会（芸能に限る）、資料の収集整理、指定の要件の品質管理（工芸技術に限る）、財団法人音楽協会の管理運営、を補助対象としており、地方公共団体と重要無形文化財保持団体、文化庁長官が重要無形文化財の保存に当たることを適当と認める者を補助事業者としているが、保持団体による伝承者の養成のための研修等を目的とする事業が中心となっている。また、「重要無形文化財等公開事業費国庫補助」は、重要無形文化財の公開を目的にした「国家指定芸能特別鑑賞会」と「日本伝統工芸展」の補助事業が用意されており、補助事業者は地方公共団

体と、文化庁長官が重要無形文化財の保存に当たることを適当と認める者とされている。

ちなみに、前者の重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝に認定された人びとへ交付される特別助成金には、継承を義務づけたことへの反対給付としての年金的な性格も含まれていることは周知の通りである。重要無形文化財に対するこれらの補助は、補助事業者・補助事業内容とも固定的に運用されている事と併せ、無形文化財の補助事業を特色付けるものとなっている。

これに対して無形民俗文化財の場合は、現状記録と確認用の「民俗文化財調査」事業、伝承・活用事業の支援を目的にした「民俗文化財伝承・活用等事業」が国庫補助事業として用意されている。このうち後者の「民俗文化財伝承・活用等事業」は、重要有形・無形民俗文化財伝承基盤整備事業、無形民俗文化財伝承事業、無形民俗文化財活用事業の三つの事業から選ぶ方式となっており、それぞれの補助内容は以下の通りである。

- ① 重要有形・無形民俗文化財伝承基盤整備事業
 - ア 重要有形民俗文化財の施設の修理・防災事業
 - イ 重要有形民俗文化財の用具の修理・新調事業
 - ウ 重要無形民俗文化財の施設・用具の災害復旧事業
 - エ 重要無形民俗文化財の伝承者養成事業
 - オ 重要有形民俗文化財の使用法等の復元・調査事業
 - カ 重要無形民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開事業
- ② 無形民俗文化財伝承事業
 - ア 無形民俗文化財の周知事業
 - イ 無形民俗文化財の伝承教室・講習会・発表会開催事業
- ③ 無形民俗文化財活用事業
 - ア 文書、写真、採譜資料等による記録作成、刊行事業
 - イ 録音、映像等の製作事業

このうち、①は国指定・選択物件のみを対象にしたものであるが、②③は未指定文化財を対象としたものである。そして、補助事業の採択に当たっては運用上3年程度を上限とするなど、伝承者の自主性を損なわないように、全体としてカンフル剂的な効果を狙った補助を行うよう配慮されている。

この中で特に注目して欲しいのは、民俗文化財の場合は指定や選択された文化財だけではなく、未指定の文化財にまで広く補助の対象としていることであり、補助事業者を地方公共団体と地域住民を主たる構成者とする保護団体としていることである。ちなみに、保護団体とは重要無形文化財の保持団体が当該文化財を保持する特定された人びとからなる団体であるのに対して、文化庁長官が当該重要無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めた人たちのことである。そしてこのことは、主に特定された個人を対象とする重要無形文化財の補助システムとは異なり、不特定多数の地域住民を集団として補助の対象とするシステムとなっていて、広く未指定文化財をも含めて補助する体制をとっていることと併せて、民俗文化財の保護の基本的な姿勢を特色づけるものとなっているのである。

(二) 問題の所在

指定文化財を対象に特定の個人を中心に補助する無形文化財のシステムと、未指定文化財も含めて集団を対象とする無形民俗文化財の補助システムの違いは、無形文化財と無形民俗文化財の基本的な性質の違いを如実に示すところであり、それはそれなりにこれまでも多くの成果を上げてきていることは広く認められているが、しかし、そこにはまた幾つかの問題が内包されていることも早くから指摘されている通りである。

このなかでもその最たるものは、重要無形文化財保持者に対する特別助成金の問題であろう。これは、運用上の問題と言ってしまうえばそれに尽きるのであるが、この助成金が年金的に生涯にわたり支出されまた固定的に運用されていることから、重要無形文化財の保持者数が予算枠で制限される結果となったり、運用の硬直化が見られるなど、文化財保護法の所期の目的の実現に少なからぬ障害となっている点が挙げられる。

しかしここではこの問題は別にして、無形文化財における次期保持者認定候補者群への目配りや、民俗文化財に新たに加わった民俗技術を支える原材料や、製作用具等の確保などの周辺事象を含めた総合的な支援策の構築、民俗技術や民俗芸能に特徴的に見られる特定個人の役割の大きさ等に鑑みた、無形民俗文化財における従来とは異なる保護手法の導入などの必要性を挙げておきたいと思う。

こうした問題の裏には、現行の保護体制を所与のものとして無批判に捉え、無形文化財と無形民俗文化財ははなから違うものとして、それぞれが意識の外において事に当たる体質が見え隠れしていると感じるのは筆者のみではないだろう。

当初にも述べたように、わが国の無形の文化財の保護のシステムは半世紀を超える歴史を有し数多くの実績を積み重ねてきたことは周知の通りである。しかし、これに満足しては現行の動きの中で取り残されてしまうおそれがあることもまた事実である。細分化された保護行政の裏に潜む問題は、無形文化財と無形民俗文化財のそれぞれの枠を超えた課題として存在していると考えられる。世界に先駆けて無形の文化財の保護に着手し優れた実績を上げてきたわが国の保護の経験を生かし、更なる進展を図るためにあえて文化財保護法制定の初期に戻り、無形の文化財の全体像の見直しから検討を進めたいと思う。

II. 無形の文化財保護制度について

(一) 無形の文化財の構成

周知のようにわが国の無形の文化財は、文化財保護法により無形文化財と民俗文化財との二つのジャンルに明確に分けて位置づけられており、無形文化財は「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの」、民俗文化財は「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことの出来ないもの」と定義され、民俗文化財のうちの前

段の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術が無形民俗文化財となっている。

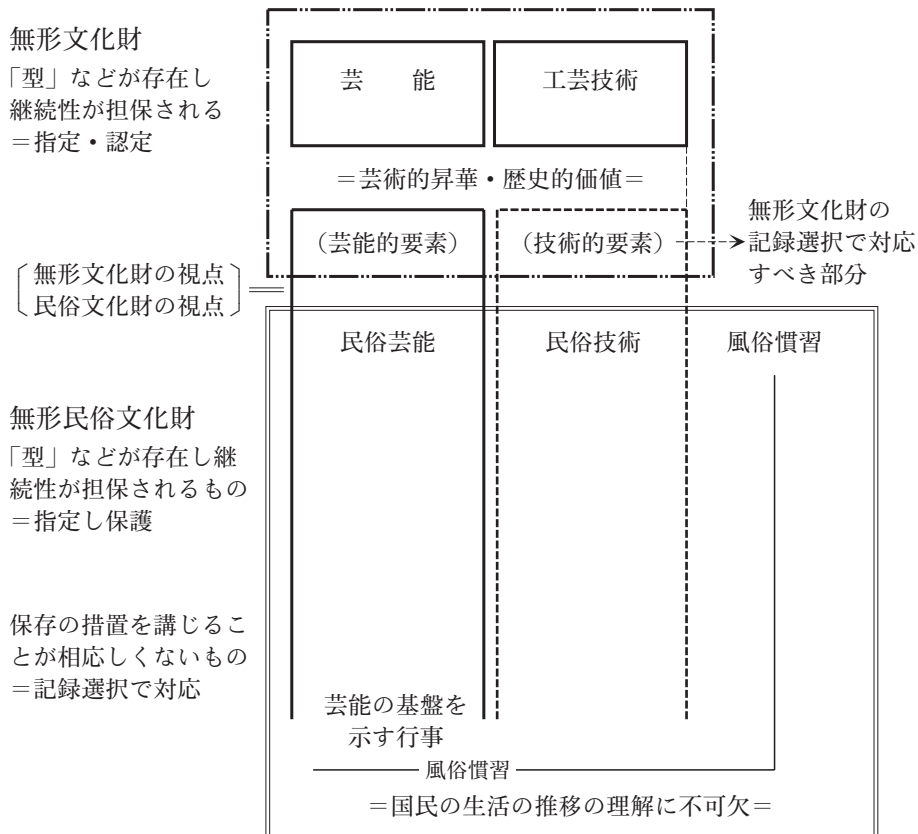
このように日本においては無形文化財と無形民俗文化財の二本立ての保護体制が創られ、現在にまで引き継がれているのであるが、その主な要因としては概ね以下のようなことが考えられよう。

すなわち、日本の文化財保護法は歴史学・美術史学などの強い主導の基に、歴史的・芸術的な価値に基づいた優品主義・厳選主義の原則に拠って作られていて、文化財保護法が創設された昭和 25 年の頃の学問背景としては、国民の生活の推移に着目した民俗学の考え方がまだ十分に認知されていなかったこともあって、当初は無形文化財のみが保護対象とされたのであった。しかし、民俗学及び民俗への理解が深まったこともあって、歴史的・芸術的価値と優品主義・厳選主義的に基づく文化財だけでなく、広くわが国民の生活の推移の理解に供する文化財も保護の対象としようとする動きが高まり、昭和 29 年の法改正で新たに民俗資料が独自の文化財の分野として独立して、無形文化財と無形民俗文化財の二本立ての保護体制ができあがることとなったのである。

この体制は、先に指摘したように特定個人による伝承形態を中心とする無形文化財と、地域集団などの不特定多数の人びとによって伝承される民俗文化財との性格の違いに応じた保護体制が実現されることとなって、現在までその有効性が保持され継続していると考えられるのである。

現在の二本立ての体制を支えているのは、ひとえにこうした保護施策上の理由によるものであった。

本稿はたびたび言うように、このような現在の体制の有効性を十分に評価した上で、無形文化遺産条約の発効や社会環境の変化などの現今の無形の文化財を取り巻く状況の変化に応じて、より積極的な施



無形の文化財概念模式図

策の開拓と推進を図るため、文化財の保護の原点に戻って改めて検討を試みようとするものであることを重ねてお断りしておきたい。

さて、この無形の文化財概念模式図は、わが国の文化財保護法で規定されている無形の文化財を、統一的に把握することを試みて、先に、「無形の文化財の保護をめぐって」と題する小論⁽²⁾の中で発表したものであるが、内容についてはその折りには十分に触れられなかったので、改めて採り上げることとしたものである。

ここでは、この概念図について若干の解説を行うとともに、現行の保護制度上の問題点等について考えてみることにしたい。

(二) 無形文化財と無形民俗文化財

さて上記の規定からも明らかなように、この二つの文化財は文化財そのものの様態や種別、内容等による分類ではなく、歴史上または芸術上の価値あるいは生活の推移の理解のための資料的価値といった、それぞれの持つ文化的な価値の視点によって区別されていることがわかる。

これを伝統芸能である歌舞伎を例にみれば、各地で地域住民により伝承されている歌舞伎は民俗芸能として民俗文化財に、国立劇場や歌舞伎座等で専門の歌舞伎役者によって演じられる大歌舞伎は無形文化財に分類されるが、その両者とも演目や演技演出様式等は共通しておりその面では区別はできないのである。そしてこのことは、芸能と並んで無形文化財を構成する工芸技術の分野でも、陶芸や木竹工などの例を挙げるまでもなく、技術や意匠等の芸術面での巧拙等を除けば、技術の構成そのものは共通し、何ら区別する必然性は認められないことが容易に理解されよう。

この二つの文化財を区別・継続している積極的な理由は、先に述べたようにそれを保護する手法の違いに基づくものであると考えられる。そしてそれは現実的には、先に見た現行の補助システムの中で、幾ばくかの問題は抱えながらも両者の特性を生かした保護施策として運営されているのである。

さて、重要無形文化財に指定されるような無形文化財の世界には、芸能における演技演出法や工芸技術における製作技法等のように伝承者が明確に意識する守るべき「型」が想定されており、この「型」が保護の対象となっていることが指摘されている⁽³⁾。なお、ここでいう「型」とは可視化されるなど容易に認識でき、規範性と伝承の必要性が共有化された「しきたり」や行動様式、演技演出法、製作技法などの総体を指すものと考えておこう。

これに対して無形民俗文化財の保護対象となる事象は、先にも述べたように一部には芸能的・工芸技術的な要素は明確に存在するものの、基本的には日常生活を安定的に継続することを願って、日常的・集团的・没個性的・無意識的に表出される営為そのものであると考えられ、従来から民俗文化財の世界では、伝承される「型」よりはむしろそれを支える「心」が大切にされてきたのである。

もちろん、無形民俗文化財の世界にも「型」の要素を色濃く持った文化財が存在する。そしてそれらを対象に、重要無形民俗文化財の指定制度が設けられているのである。民俗文化財における「型」と「心」の関係にかかる問題については、筆者はかつて昭和50年の文化財保護法の一部改正の問題に絡めて採り上げたことがある⁽⁴⁾。詳しくはその論文を参照して頂きたいが、本図との関連で言えば民俗文化

財の底部に行くにつれて「心」の占める比重が大きくなり、無形文化財に近づくほどに「型」の占める要素が色濃くなってくると考えるのである。

さて、図に戻り民俗文化財の欄について目を戻してみよう。一番基層部は各種の民俗要素が、それぞれの特徴を未分化の状態に混在する領域である。この部分の性格を民俗芸能の規定を例にとって表現すれば、年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの、と言うことになるだろうか。そして、それを基盤に、芸能の発生または成立を示す、または芸能の変遷の過程を示す、あるいは地域的特色を示すものが、民俗芸能として民俗文化財の中に独自の分野を形成することとなる訳である。なお、こうした観点で見た場合には先の「型」と「心」の関係は、「整理され個別化がなされた状態」と、「混在し混沌としている状態」と読み替えることも可能であろう。

これらの中で、独自の「型」を有し、永続的な継承が見込まれるものが重要無形民俗文化財に指定されることとなる。しかし、無形民俗文化財の指定という行為は、先に指摘した通り⁽⁵⁾、民俗文化財の保護行政の理念上の意味からは、決してその中心をなすものではないことを改めて強調しておきたいと思うのである。

なお、このことは民俗技術についても同じ事が言えよう。そして現在は、民俗芸能や民俗技術として弁別されたものを除いた無形民俗文化財が、風俗慣習として残っているのであるが、これも新しい視点からいつ何時に、ここから新しい民俗文化財の分野が創出されないとも限らないのである。

「型」と「心」の保護に関わる問題は、従来のように二者択一的な捉え方だけでは済まされない状況となってきているのである。

とまれ、無形文化財と無形民俗文化財との区別とその背景についてご理解が得られたかと思う。これは言い換えれば、新たな保護の在り方を検討するためにはこの点に戻って考えることが有効であるということを示すものでもある。以下、この観点に基づいて更に検討を進めることとしたい。

Ⅲ. 新たな保護の構築に向けて

(一) 民俗芸能・民俗技術の二つの性格

無形民俗文化財と無形文化財の連続性は先に見られた通りである。そして「心」の問題と「型」の問題の関係性から見ると、無形民俗文化財の延長線上に無形文化財があることとなる。なお、「型」とは、伝承されている世界の構成者たちに、広く認識され認められたものであることから、その伝承形態に着目して、「型」と「心」を「集団的」と「個人的」と読み換えることも可能である。

こうした基本的な性格を踏まえて、無形民俗文化財の基層部分にある個人的な「心」にかかる文化に対して、記録選択という保護手法が用意されており、無形文化財の頂点にある集団的な「型」の文化に、重要無形文化財の指定と保持者の認定という保護手法が設定されているのである。

さて、この無形民俗文化財と無形文化財の連続性について今少し考えてみよう。

私は先に、民俗芸能を例に「無形民俗文化財としての民俗芸能」と「無形文化財としての民俗芸能」の二つの見方が、同時並行的に存立するのではないかと提案した⁽⁶⁾。

これは、無形民俗文化財と無形文化財に連続して、芸能的要素を持った文化財が存在することを踏まえ、民俗学的な資料性の観点から評価される民俗芸能と、芸態や演目等に着目し、芸能的・芸能史的見地から歴史性・芸術性の観点で評価される民俗芸能とを区別して考えようとするものである。このことは民俗芸能を民俗技術に置き換えても十分通用すると考えられる。

この二つの関係は、一見平板的な連続態と考えがちであり同一線上の関係として捉えがちであるが、この「無形民俗文化財としての民俗芸能・民俗技術」と、「無形文化財としての民俗芸能・民俗技術」という二つの視点を、併存する複線状の関係として理解することを提案したいのである。これは、現在ある記録選択の二つの考え方を再確認し活用を図るとともに、新たな保護手法の展開の可能性を発見しようと考えたためであった。

但し、このことが直ちに実行できるかについては、大いに問題があると考えているのも事実である。先にも述べたように、この二つの観点は同時に両立するものである。がしかし、この考え方は現時点では多分に理想的な段階にとどまるものであり、現実的な行政施策に反映させるためには、解決されなければならない多くの課題が存在するのである。

例えば、その一つに、無形の文化財の保護についての理念上の整理の問題と、具体化の手法が未開拓であることなどが考えられる。かつて、民俗芸能が無形文化財と無形民俗文化財の双方で扱われる可能性があることについて、紛交性の名の下に盛んに問題視する意見もあったことなどはその典型的な例であろう。これはたびたび指摘しているように、文化財の保護に当たっては抜け落ちが問題なのであって、むしろ重複は複数の視点からの施策が実現できる可能性を確保したもの、と評価すべきと考えるのであるが、この当否も含めて検討がなされていないのが現状なのである。この問題の解決には、活発な議論の集積が望まれるところである。

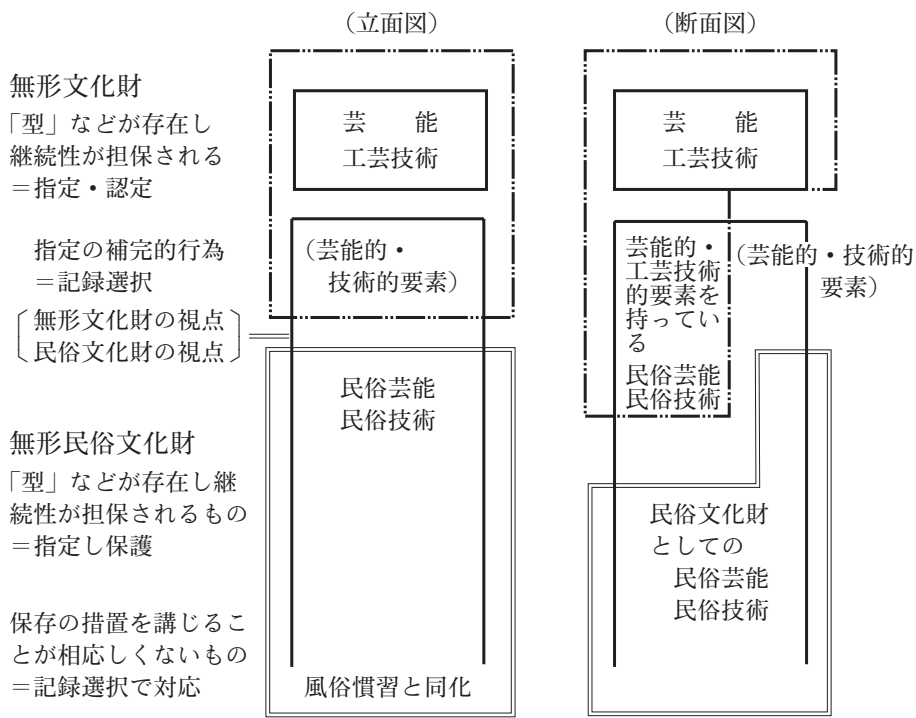
（二） 無形の文化財の重層的保護

次の断面図は、「無形文化財としての民俗芸能・民俗技術」と、「無形民俗文化財としての民俗芸能・民俗技術」を、併存して認める状況を概念的に示したものである。

この二つの要素は無形文化財と無形民俗文化財のそれぞれの全体にわたるものであるが、現行の保護手法との関連で言えば無形文化財と無形民俗文化財の接点に当たる部分、いわゆるつなぎの部分に収斂して検討することが、有効ではないかと考えている。それは、この部分が現行の保護手法において手薄になっていると考えているからに他ならない。

すなわち、民俗文化財の基層部分についてはいわゆる記録選択の制度が設定され、上層部分の〔型〕の見られる一部の無形民俗文化財には指定制度が設けられており、無形文化財にもまた記録選択制度と指定制度が設けられていることは周知の通りであるが、この二つの記録選択の考え方には大きな理念上の違いがあるのである。その実態は後述することとして、無形の文化財の保護について今少し現状に注意してみることにしよう。

これらの保護の主たる対象者を見てみると、民俗文化財では不特定多数の一般の人びとが想定されており、重要無形民俗文化財の保護団体などの構成者にも資格等を特定し、個人を特定する規定はない。



無形の文化財概念断面模式図

一方、重要無形文化財保持者には保持団体ではあっても個々の構成者は明確に特定されており、特定少数の有志者個人がそれぞれ想定されているのである。

このように現行のシステムにおいては、無形文化財と無形民俗文化財の関係は、個人と集団、特定少数者と不特定多数と、文化財ごとに明確に対象者が想定され固定的に運用されてそれなりに効果を上げているのであるが、しかし、このことは無形文化財と無形民俗文化財との共通性を考え、新たな保護策を模索した場合に、個人と集団に分けて固定的に考えられている現行のシステムにいささか問題がないわけではないのである。

この問題を考えるには、さし当たっては無形文化財の記録選択の制度を活用する方向で検討することが有効ではないだろうか。それはここには、現行の制度を生かしつつ、先に指摘した次期重要無形文化財保持者認定候補者の育成等の問題や、重要無形民俗文化財における個人補助などの問題解決の糸口も集約されているように思えるからである。

(三) 二つの記録選択制度

先に見てきたように、現行の補助制度では無形文化財と民俗文化財はそれぞれに独立した補助体制によって保護されている。「無形民俗文化財としての民俗芸能・民俗技術」と、「無形文化財としての民俗芸能・民俗技術」ということとなれば、それぞれの補助手法に分けて保護されることとなるわけである。この二つの文化財にそれぞれ異なった保護の手法をとることの是非は、改めて検討されなければならないが、そのことよりここで問題としたいのは、無形文化財における「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」制度、いわゆる記録選択制度をめぐる解釈の問題である。

この制度については、周知の通り民俗文化財の分野では「無形の民俗文化財は、国民の生活様式や慣

習そのものであって社会一般の人々が伝承しているもの」で、「そのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅していく民俗文化財の性質に反し、意味のないことである。例えば、「小正月行事」をそのままの形で残存させようとしてもそれは不可能であり、意味のないことであって、これらは、記録保存の措置をもって足りるわけである。」⁽⁷⁾とされて、民俗文化財の基本的な性質から指定制度とは全く別の手法として位置づけられているのである。

これに対して無形文化財では「重要無形文化財に指定してそのままの形での存続措置を講じても社会情勢その他の関係で到底実効は挙げえないが、資料的価値の高いもの」⁽⁸⁾があるのでこの制度を設けたと解説されており、いわゆる指定制度の枠内で次善の策として考えられたことが明らかである。これは、準指定の考え方につながるものである。

無形民俗文化財の記録選択の考え方は、不可避的に変化・変容を免れない無形の文化財の保護を考える上で重要な要素であるが、現行の無形文化財には窺うことは出来ない。

無形の文化財における「変化」をどうとらえるか⁽⁹⁾、無形文化財でいう指定して存続措置を講じても実効は挙げないものとは具体的にどのような事例を想定しているのか、無形民俗文化財のそのままの形で残そうとしても不可能であり意味のないことであるとする認識を、無形文化財ではどう捉えどのように反映させていくのかなど、無形の文化財をめぐる基本的な認識について、無形の文化財を取り巻く環境の変化に併せて、今一度、当初の理念に立ち戻り無形文化財、無形民俗文化財の垣根を越えた、早急な検討が必要な時期に至っているといえよう。

なお、記録選択をめぐるこの二通りの考え方は、それぞれの必要性から生じたものであってそれなりの伝統と意義を有しているのであるが、これが別々の文化財でなく同じ一つの文化財の分野の中で同時に見られるような状況があるのは問題である。それは、民俗文化財のうちでも民俗芸能は、無形文化財時代の保護手法の影響を強く受けて準指定的な選択行為がなされており、結果として、民俗文化財の記録選択の考え方に二つの方向性が見られるような状況が窺えるからである。このことによって、無形の民俗文化財は変化・変容を免れず、それに対する保護の手法として記録作成で対応するという、民俗文化財の基本的認識が見えにくくなり、その影響は例えば、昭和50年の重要無形民俗文化財の指定制度の導入によって、無形民俗文化財の保護理念が変更したと捉えるような混乱を生じさせる一因ともなった、と考えられる。この誤った認識をそのままにしておくことは出来ない。そのためにも、無形の文化財の保護についての基本的な認識にかかる検討・確立が急がなければならないのである。

(四) 無形文化財の記録選択制度の活用

上記のことを踏まえ、次に、これらの検討を待つ間当面考えられる方策として、現行の無形文化財の記録選択制度の活用について考えてみたい。これは、この制度は、あまり活用されていないように見えるからでもある。むろん筆者は無形文化財については専門外であり、無形文化財における記録選択の理念や保護の実際について、これまでの経緯に疎く単に思いつきの段階を出ないのであるが、今後の検討の一助となればと思い、批判を覚悟であえて私見を披瀝したいと思うのである。

無形文化財の指定制度が内包する問題点としては、まず第一に、理論上はいかにわが国にとって価値

の高い重要な無形文化財であっても、所謂人間国宝にふさわしいと一般に認識されている、一定水準以上の技術や技能を持った保持者、保持団体が存在しない場合は、重要無形文化財として指定し保護することは出来ないという点にある。そしてまた加えて言えば、それらに対する有効な保護の手法が用意されていないことと、同時に、今後保護すべきわが国の無形文化財の全体像が見えにくい、ということも指摘できるだろう。運用上の問題としては特別助成金の問題があることは先に指摘した通りである。

法の精神としては、第一にわが国にとって価値の高い重要な無形文化財を保護することが目的であり、保持者、保持団体の認定は保護を進める上での有効な手段の確保を目的としたものと言えだろう。この点から考えれば、現在のこの問題は手段が目的を制約している状態であり、法の目的に反する状況にあるといえるのではなかろうか。

そこで無形文化財の記録選択の規定に着目してみたいと思うのである。前述のように、無形文化財の記録の作成等の規定は「重要無形文化財に指定してそのままの形で存続措置を講じても社会情勢その他の関係で到底実効は挙げえないが、資料的価値の高いもの」を対象に、いわゆる指定制度の枠内で次善の策として考えられたもので、準指定の考え方につながり指定制度を補完するものと考えられる。

この規定を適用することによって、例えば、現在では所謂人間国宝にふさわしい技術・技能の保持者、保持団体がなくとも、わが国の過去の歴史や芸術上重要と思われる無形文化財を選択し、無形文化財の記録選択物件として技術の錬磨や後継者養成等の支援策を充実させることが可能となるのでは無かろうかと考えるのである。事前に意図するところがあったか否かは不明であるが、幸いなことに無形文化財の記録選択の規定では保持者・保持団体の認定の必要はないので、このことは十分可能であろう。その上で所謂人間国宝にふさわしい技術・技能の保持者、保持団体が見いだせるようになった分野については、現行の方式により重要無形文化財としての指定・認定を行うのである。

このことを実現させるために、現実には新たな補助システムの新設など、解決しなければならない課題が多々あることは事実である。しかしこれにより、現行の文化財保護法の枠の中で、無形文化財保持者・保持団体としての適格者の見あたらない貴重な無形文化財を保護する道が開け、結果、将来の保持者、保持団体の育成が図られると同時に、これから国が保護しようとする無形文化財の概略が明示されることとなって、国民一般の間に文化財保護に対する理解がより浸透することが期待されるのである。

（五） 伝統性の解釈をめぐる

最後に思いつくままに残された疑問について述べておきたいと思う。

無形文化財は「型」が認められた文化財である。ということは未だ「型」の認められないものは文化財とは認められず、保護されることはないと言うことである。また、「型」の認められない無形文化財があるとしたならば、これもまた保護されることはないと言うことになる。果たしてこれで良いのだろうか。先の問題以外にも今後検討されるべき課題の一つと考えられるところである。

さて、この問題は今後の課題として、ふたたび無形文化財の保護の問題について目を戻してみよう。

「型」とは伝統性と認識を共通する言葉でもある。されば伝統性の認識が無形文化財の価値を決める一つの目安となることとなろう。

先に、芸術活動における伝統と創造の問題について、行政としての支援の在り方について簡単な検討を試みたが⁽¹⁰⁾、現実には、同じ文化財保護の立場においてもこの問題は残っていると考えられる。具体的には、無形文化財の中ではこの伝統性をめぐる認識は、芸能と工芸技術との間では若干の差が認められるように見えるのである。それは例えば芸能における歌舞伎の外連を中心とする新しい演出法と、工芸技術における縄文象眼などの新たな意匠等の評価との違いなどを挙げる事が出来よう。この両者はいずれも伝統を背景に伝承者なりの新機軸を生み出したものであり、その意味では同等の意義を有していると考えられるのであるが、重要無形文化財としての扱いでは未指定と指定というまったく異なった扱いとなっているのである。もちろんこれは、現在進行中の問題であり、当該文化財の保持者にかかる要因に起因する可能性もあって、真実はまったく別のところのあるのかもしれないが、素人なりに少しく疑問が残るところではある。

なお、この問題にはまた、文化財の種別が異なり基本的な性格が異なる以上、保護手法上に少々の差が出てくるのは当然であるという意見もあろうかとも考えられる。しかし、これを認めたとしても問題は残るだろう。その場合でも、問題はなぜ差が出てくるのかといった理由が公にかつ明確に示されることが、行政に課せられた責務と考えるからである。

そのためにも、無形文化財と無形民俗文化財の間だけでなく、無形文化財と無形民俗文化財のそれぞれの内部での種別を超えた検討も必要であろう。

おわりに

本稿は、先に発表した「無形の文化財の保護をめぐる ― 特に、民俗芸能を中心に ―」（東京文化財研究所芸能部『芸能の科学』33 2006.3 所収）に続く、わが国の無形の文化財の保護の見直しを意図したものである。

先の論考では、近年の文化財の活用による地域振興施策の隆盛の中で、特に民俗芸能を活用する場合の基礎的な理念の問題について、文化財保護の立場から検討を図り、より効果的な文化財保護の実現に結びつけようとしたのであった。

その中で、今後の無形の文化財の保護を考えるに当たっては、現在、別個に進められている無形文化財と無形民俗文化財の保護を統一的視点で捉えなおすことにより、無形の文化財保護の問題点や課題の顕在化を図り、あわよくば新たな保護手法の開拓と展開の可能性を見つけられることを期待して、「無形の文化財概念模式図」を構想したのであった。

本稿では先に十分に触れられなかった概念図の検討からはじめ、無形文化財と無形民俗文化財の統一的把握の可否、更に進んで現行の無形の文化財保護の問題点等を探り、再度新たな保護手法の開拓の可能性を探ることを試みたが、もとより浅学のため今回もまた所期の目的には遠く及ばないものとなってしまった。深く反省する次第である。

冒頭にも述べたように、わが国の無形の文化財の保護は他に類例を見ない、細分化された精緻な体制で進められている。しかし、その反面、最近ではそれぞれの文化財に特化された行政体制の欠陥も見え

始めている。この状態を克服するためには今一度初心に戻って、全体を見据えた施策に漏れはないか、問題はないかなどの、時折の検討も必要であろう。そして無形の文化財について言えば、「無形文化遺産保護条約」が動き出そうとする現在が、まさにその時期に当たると考えるのである。

《注》

- (1) 昭和 29 年に制定された重要無形文化財の指定基準では、芸能分野で「前 2 項の芸能又は技法を成立させる上で欠くことのできない重要な技能又は技術で次の各号の 1 に該当するものは、当該芸能又は技法の一部として、又はそれらとともに指定することが出来る」として「当該芸能又は技法の表現に欠くことのできない用具等の製作、修理等の技術で優秀なもの」が、工芸技術の分野で「有形文化財の修理、模写、模造等の技術又は規矩術などの建築術その他美術に関する技術で特に価値の高いもの」が挙げられており、昭和 50 年の改正に伴って削除されている。
- (2) 拙稿「無形の文化財の保護をめぐる ― 特に、民俗芸能を中心に ―」（東京文化財研究所芸能部『芸能の科学』33 2006.3）
- (3) 文化財保護法の一部改正について（昭和 29 年 6 月 22 日 文化財保護委員会事務局長通達）の民俗資料の項を参照のこと
- (4) 拙稿「無形の民俗文化財の保護について ― 特に、昭和 50 年文化財保護法改正を巡って」（『國學院雑誌』第 107 巻第 3 号 2006.3）
- (5) (4)を参照
- (6) (2)を参照
- (7) 文化財保護法の一部改正について（昭和 29 年 6 月 22 日 文化財保護委員会事務局長通達）
- (8) 同上
- (9) 管見の範囲では、俵木悟氏の論文「民俗芸能の変化についての一考察」が大いに注目された。これを足がかりに無形の文化財全体を視野に含めた研究の盛り上がりを期待したい。（東京文化財研究所芸能部『民俗芸能の上演目的や上演場所に関する調査研究報告書』平成 18 年 3 月 所収）
- (10) (2)を参照

[Summary]

Protection of “Intangible” Cultural Properties II:
Integral Comprehension of Cultural Properties Which Are Intangible
and Examination of the System of Selection for Documentation

OSHIMA Akio

This paper follows the one presented in the previous volume, “Protection of ‘Intangible’ Cultural Properties — With Focus on Folk Performing Arts,” and aims to review the system of protection of cultural properties which are intangible in Japan.

Although there is an increased movement toward the protection of intangible cultural heritage throughout the world, the author thinks that Japan is not actively responding to the expectations of other nations. The reason for this seems to lie in the fact that a principle of protection that takes into consideration cultural properties of Japan which are intangible as a whole has not been constructed. Based on such an idea, the author attempts to capture integrally the protection of intangible cultural properties and that of intangible folk cultural properties, which at the present are conducted under separate systems, and to find a clue to solving various related issues.

In this paper, the author first verifies the present condition of the protection of intangible cultural properties and of intangible folk cultural properties from the point of view of the system of subsidy provided by the government, and presents several issues that arise as a result. He further attempts to capture integrally the protection of these two types of cultural properties, based on a scheme of cultural properties which are intangible. In addition, he examines the issue of the system for selecting cultural properties which are intangible and for which measures should be taken for documentation. In particular he focuses on the characteristics of intangible cultural properties and intangible folk cultural properties both of which are found in folk performing arts and folk techniques, and proposes flexible application of the system of designation and the system of selection for documentation. In addition, he suggests a plan for utilizing the system of selection for documentation of intangible cultural properties as a topic for future consideration.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage
Number 1
2007

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第1号

平成19年3月25日印刷

平成19年3月30日発行

編 集 独立行政法人 文化財研究所
東京文化財研究所
『無形文化遺産研究報告』編集委員会

編集委員	無形文化遺産部 部長心得	宮田 繁 幸
	音声・映像記録研究室長	高 桑 いづみ
	無形文化財研究室長	鎌倉 恵 子
	成城大学講師	星野 紘
	法政大学能楽研究所	山中 玲子

発 行 独立行政法人 文化財研究所
東京文化財研究所
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
電話 03 (3823) 2241

© 独立行政法人文化財研究所
東京文化財研究所 2007

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo